

北方町

令和6年度

【地域の概要】

- 町域の85%を市街化区域が占めており、農薬散布や生活用排水路からの取水によるトラブル等、農住混在によるさまざまな問題が生じるため、従来からの農作業が大変困難な状況になっている。
- 管内の農地面積139haのうち、町南東部に昭和63年に土地改良事業にて整備された農業振興地域が約71ha存在し、そのうち農用地面積は約37haで52%ほどを占めている。
- これらの農用地を3ブロックに分け、主食用米と小麦のブロックローテーションによる水田農業を実施している。
- 遊休農地は0.02haと非常に少なく、農地としての管理はされているものの、近年は農家数の減少、農業従事者の高齢化、若者の農業離れ等による農業労働力の低下が問題となっている。

①取組開始前の状況や課題

地域内の状況

○農振農用地約37haのうち、水田が約95%を占めており、土地改良による整備から数十年経過していることから、畦を取るなど、土地の大区画化への取り組みが必要。

○中心経営体となる担い手の高齢化及び後継者が不足している。特に、畑地については個人による耕作が中心であり、受け手の確保が必要。

○担い手によって耕作面積に偏りがあるため、面積の多い担い手が耕作が出来なくなった際に、他の担い手が引き受けできず遊休化することが懸念される。

○水利施設やパイプラインの老朽化が進んでいる。

②取組内容

協議の場の設置（令和6年11月）

○確認した地図に基づいて、目標地図素案を作成し、協議の場において、農業を担う者位置付け予定者（5人）に提示した。

○地域計画の記載内容について、担い手及び関係者と確認し、今後の方向性等について協議をした。



協議の様子

③今後の展開と方向性

地域計画の実現へ向けて

○耕作者を変更する際には、積極的に中間管理機構への貸付を推進し、中間管理事業未活用農地の集積、集約化も促進していく。

○地権者への意向調査や担い手との協議を進め、随時、目標地図の更新を行っていく。

○担い手の高齢化、後継者不足を補うためにも新規就農者の確保・掘り起こし活動の強化・法人化を含めた検討を行い、新たな担い手の確保に取り組む。

○水利施設やパイプラインの調査を行い、段階的に更新を進めていく。